

2012年1月

『えんドル君プラス』  
一時払新個人年金保険（USドル建・ユーロ建・豪ドル建）  
ご契約者各位

ジブラルタ生命保険株式会社  
（旧AIGエジソン生命保険株式会社）

### 本資料をご覧くださいいただく際の留意事項

旧AIGエジソン生命保険株式会社（以下、旧エジソン生命）は、2012年1月1日をもちまして、旧エイアイジー・スター生命保険株式会社とジブラルタ生命保険株式会社との3社合併により、社名を『ジブラルタ生命保険株式会社』へ変更いたしました。

本資料は、旧エジソン生命が過去に金融機関募集代理店を通じて販売していた商品の当時のパンフレットであり、ご契約者向けに掲載しているものです。

〔注〕現在、本商品は新規の販売を停止しております。

合併に伴う、ご契約者の保険契約内容の変更はございません。また、合併に伴い、ご契約者にお手続きをいただくことは一切ございません。

本商品のご契約内容に関するご照会、積立利率・為替レート等のご確認は、下記までお願いいたします。

引受保険会社  
ジブラルタ生命保険株式会社

コールセンター  
(旧エジソン生命専用ダイヤル)  0120-975-611

受付時間 平日9:00~18:00  
(土日・祝・12/31~1/3を除く)

携帯・PHSからもご利用いただけます。  
本社 〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10

AIGエジソンの

# エムドル君 **プラス** 多通貨

- 一時払新個人年金保険（USドル建）
- 一時払新個人年金保険（ユーロ建）
- 一時払新個人年金保険（豪ドル建）



# えんドル<sup>プラス</sup>君 多通貨 通貨を選択できる意味

世界の主要な経済圏の経済成長を享受しながら、円安による物価上昇にも対応した長期の資産管理ができます。

ユーロ圏	
● GDPシェア	21.4%
● 外国為替市場取引に しめるシェア	18.5%
● 日本の輸入額にしめる シェア (EU)	9.2%
● 長期金利 (ドイツ)	2.91%

日本	
● GDPシェア	8.7%
● 外国為替市場取引に しめるシェア	8.3%
● 長期金利	1.13%

アメリカ合衆国	
● GDPシェア	24.5%
● 外国為替市場取引に しめるシェア	43.2%
● 日本の輸入額にしめる シェア	10.2%
● 長期金利	3.29%

注) 上記ユーロ圏とは、EUのうち「ユーロ」を使用する以下の16カ国を指します。

- ・アイルランド・イタリア・オーストリア・オランダ
- ・キプロス・ギリシャ・スペイン・スロヴェニア
- ・スロバキア・ドイツ・フィンランド・フランス
- ・ベルギー・ポルトガル・マルタ・ルクセンブルク

オーストラリア	
● GDPシェア	0.7%
● 外国為替市場取引に しめるシェア	3.4%
● 日本の輸入額にしめる シェア	6.2%
● 長期金利	5.56%

GDPシェア (2009年時)  
長期金利 (2010年12月時)  
外務省「主要経済指標 (日本及び海外) 2011年3月24日」より  
外国為替市場取引にしめるシェア  
国際決済銀行「Triennial Central Bank Survey of Foreign  
Exchange and Derivatives Market Activity  
in April 2007」より

日本の輸入額にしめるシェア (2008年時)  
財務省「貿易統計 (2009年10月)」より

GDP:国内総生産

## えんドル<sup>プラス</sup>君 多通貨 の機能「殖やす」、「守る」、「遣す」がワンパッケージ

**殖やす**

外貨の力で  
資産を「殖やす」

**守る**

通貨分散で  
資産を「守る」

**遣す**

資産を確実に  
「遣す」

### ! <この商品において特にご注意いただきたい事項>

#### 1. お客さまが支払う諸費用

- (1) 契約時に、契約時費用として保険契約の締結に必要な費用 (据置期間に応じて一時払保険料の4~6%) が一時払保険料から控除されます。
- (2) 予定利率は、保険契約の維持や死亡保障等に必要な費用を控除して設定されます。
- (3) 年金受取時に、年金を管理する費用として年金額の1%が控除されます。(2011年4月1日現在。費用の割合は将来変更されることがあります。)
- (4) 円で解約払戻金等を受取る場合、為替レートはTTBが適用され、TTMとの差額は受取人の負担となります。  
※TTMとTTBの差額はUSDドル:1.0円、ユーロ:1.5円、豪ドル:2.0円です。(2011年4月1日現在。この差額は将来変更されることがあります。)
- (5) 外貨で年金・死亡給付金・解約払戻金等を受取る場合、送金手数料は受取人の負担となります。

#### 2. この商品における市場リスク

##### (1) 為替変動リスク

この保険における外貨と円との換算に用いる為替レートは、時々の為替相場により異なるため、諸支払金額は、保険料払込時の円換算額を下回る場合および保険契約時における為替相場により円換算した諸支払金の予定額を下回る場合があり、損失が生じるおそれがあります。この為替変動リスクは契約者・受取人に帰属します。

##### (2) 市場金利変動リスク

この保険における解約払戻金額や年金支払開始後の一括支払金額は、契約通貨国 (経済圏) の市場金利の変動に応じた市場価格調整率が適用されるため変動します。このため、一時払保険料を下回る場合があり、損失が生じるおそれがあります。この市場金利変動リスクは契約者・受取人に帰属します。ただし、年金支払開始日から1ヵ月以内の年金原資の一括支払の場合は、市場価格調整率を適用しません。

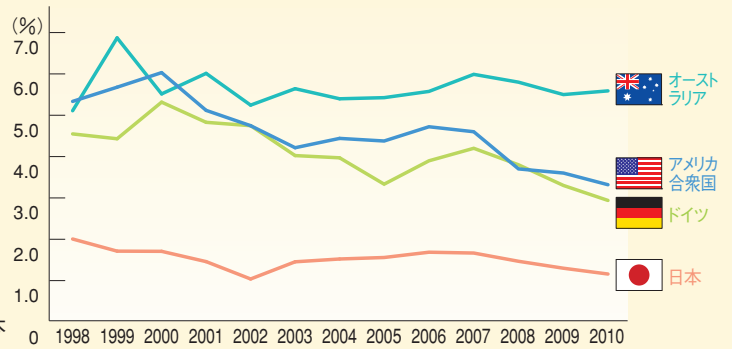
## 各国の金利の比較。

### 【日本との金利差】

長期金利を比較すると、アメリカ、ユーロ圏(ドイツ)、オーストラリアの金利は現在の日本の金利より高水準にあることがわかります。

#### ■右記図)日本と諸外国の長期金利の推移 (1998年～2010年)

アメリカ合衆国…10年国債利回り(期中平均)  
 ドイツ…10年国債利回り(期中平均)  
 オーストラリア…10年国債利回り(末日値)  
 日本…10年物国債新発債流通利回り(末日値)  
 外務省「主要経済指標(日本及び海外)(2011年2月22日)」より  
 長期金利2010年12月時



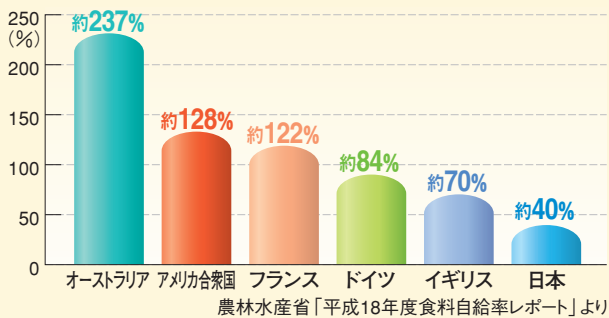
注) グラフの金利水準は過去の実績であり、将来も各国の金利が日本の金利より高水準となることを保証するものではありません。

## 物価変動の要因の1つとして為替の影響があげられます。

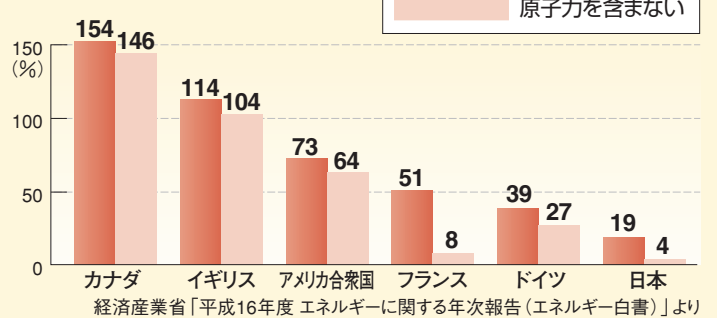
### 【物価と為替】

一般的に「円高」になれば輸入品の価格は下がりますが「円安」になると輸入品の価格は上がります。  
 食料・エネルギー自給率の低い日本では円安が物価の上昇につながることもあります。  
 外貨保有は、物価上昇に対する有効な手段の1つです。

#### ■主要国の食料自給率(平成15年供給熱量総合自給率)



#### ■主要国のエネルギー自給率



## 通貨分散により円安時のリスクを軽減。

### 【資産価値の安定】

円だけで資産を保有するのではなく、円と外貨の両方に資産を分散すれば、リスクも分散し、資産価値の安定化を図れます。

#### ■為替と物価バランス



### 用語の説明

#### ◎予定利率について

●据置期間中に適用される予定利率  
 市場金利情勢等に応じて毎月2回設定されます(「月初～15日まで」と「16日～月末まで」適用)。  
 設定された予定利率は契約時から据置期間を通して一定です。  
 ●年金支払開始日以後の予定利率  
 年金支払開始日に市場金利情勢等に応じて設定されます。設定された予定利率は、年金支払開始日から年金支払期間を通して一定です。

#### ◎契約者価額について

一時払保険料から契約時費用に相当する金額を控除した金額を所定の予定利率を用いて複利計算した額で、将来の年金・給付金を受取る際の基準となる権利金額のことをいいます。

#### ◎据置期間について

契約日からご契約締結時に定めた年金支払開始日の前日までの期間(繰下げ・再繰下げ期間を除く)をいいます。

### 1 契約時

● **お申込金額（一時払保険料）を決めていただきます。**  
外貨建で決めていただきます。  
(USDドル、ユーロ、豪ドルから選択いただけます。)

● **据置期間を設定していただきます。**  
据置期間は3・5・7・10年から選択いただけます。

● **為替手数料はかかりません**

円による保険料払込時、死亡給付金、年金支払開始日の一括受取時、年金受取時の為替手数料はいただいておりません。

❗ 解約時等、TTBが適用される取扱いがあります。 → **P.5**  
 ● 契約時に適用される据置期間中の予定利率および為替レートは、着金日における予定利率および為替レートとなりますので、契約の際はご注意ください。

📎 **契約時費用**として保険契約の締結に必要な費用(据置期間に応じて一時払保険料の4~6%)が一時払保険料から控除されます。

据置期間	3・5年	7年	10年
契約時費用率	4%	5%	6%

### 2 据置期間中

● **「据置期間中の予定利率は確定」**です。  
ご契約時に適用された予定利率は据置期間中変わりません。

● **死亡給付金**

次のうちいずれか大きい金額(外貨)をお支払いします。

- ①「一時払保険料」
- ②「死亡日における契約者価額」
- ③「死亡日における解約払戻金」

★ **死亡給付金最低保証特約を付加すると契約日から最長10年間一時払保険料円換算額を死亡給付金(円建)として最低保証します。** → **P.5**

❗ 中途解約の場合、一時払保険料を下回る場合がある等の注意事項があります。 → **P.5**

📎 予定利率は、保険契約の維持や死亡保障等に必要の費用を控除して設定されます。

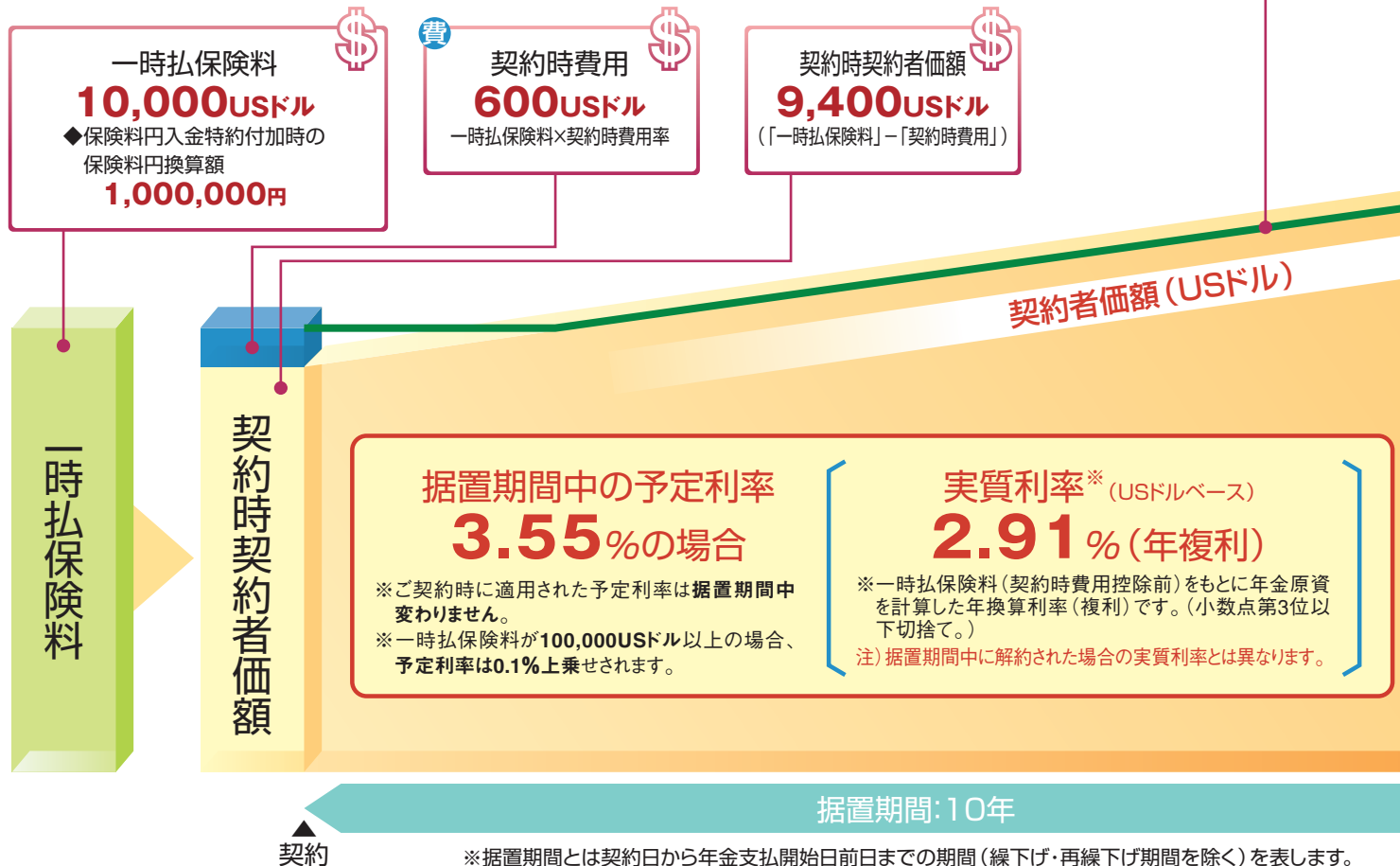
#### USD建の契約例

- 契約年齢(被保険者).....55歳 男性
- 一時払保険料.....10,000USDドル
- 保険料円入金特約.....付加
- 為替レート(TTM).....100円(仮定)

- 据置期間.....10年
- 据置期間中の予定利率.....3.55%
- 年金種類.....10年確定年金

#### 死亡給付金

❗ 下記の数値は契約例に基づく仮定の数値ですので、実際のご契約の数値とは異なる場合があります。



❗ この商品は、外貨建商品ですので、為替変動によるリスク(為替変動リスク)があります。なお、一時払新個人年金保険(USD建)、

# 「遺す」をワンパッケージに

据置期間は4種類から選べます。

3年

5年

7年

10年

## 3 据置期間満了時

一括受取 と 年金受取 および  
繰下げ から選択できます。

- ・一括受取額、年金は、お客さまの選択により「外貨」でも「円」でも受取れます。
- ・年金支払開始日は、1年間繰下げることができます。さらに、1年毎に再繰下げを行なうことによって最長90歳まで年金支払開始日を繰下げることができます。

★繰下げ・再繰下げ期間中は、「おまかせ特約」を付加することによって指定いただいた金額(円)以上になった時に自動的に年金を開始することができます。 → P.5

- ❗ 一括受取と年金受取および繰下げの選択は、年金支払開始日の2週間前までに行なってください。
- ・繰下げ・再繰下げ期間については別途、所定の利率で積立てられます。

年金種類は 終身年金 と  
確定年金 から選択できます。

- ・終身年金は「10年保証期間付終身年金」です。
- ・確定年金の年金支払期間は5・10・20・30・40年から選択\*できます。  
※豪ドル建にご契約される場合は、30・40年確定年金は選択できません。

- ❗ 年金支払開始日の被保険者の契約年齢によって、選択できる年金種類や年金支払期間は異なります。 → P.6

費 年金受取時に、年金を管理する費用として年金額の1%が控除されます。(2011年4月1日現在。費用の割合は将来変更されることがあります。)

### 遺族年金支払特約

この特約を付加すると、死亡給付金を一時金にかえて所定の年金(円建)で受取れます。

- 据置期間中および繰下げ・再繰下げ期間中の死亡給付金を、所定の年金(5・10・20・30・36年確定年金)としてお支払いします。  
※最低年金額(10万円)に満たない場合には一時金としてお支払いします。
- この特約は、新契約時・据置期間中(繰下げ中・再繰下げ中を含みます)および死亡給付金支払時に付加することができます。  
※年金支払期間は、この特約の付加時にご指定いただき、以後の変更はできません。  
※この特約の解約については、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

年金支払期間:5・10・20・30・36年

費 遺族年金支払特約による年金受取時には年金を管理する費用として年金額の1%が控除されます。また、このほかに、基金設定時から年金支払時までの維持・管理費用が控除されます。(2011年4月1日現在。費用の割合は将来変更されることがあります。)

年金原資額  
**13,323.82**USDドル  
※契約時に確定します。

年金原資額

### 年金原資を「一括」または「年金」、「USDドル」または「円」で受取可能

■一括受取の場合

《USDドル受取》

**13,323.82** USDドル

《円受取  
(円支払特約付加)》

一時払保険料を下回る為替レート

1USDドル	110.00円	<b>1,465,620円</b>
1USDドル	100.00円	<b>1,332,382円</b>
1USDドル	75.05円	<b>999,952円</b>

年金支払開始日に円高になると予想される場合には…

①年金支払開始日を1年毎に最長90歳まで繰下げることが可能です。 ②USDドルでの受取によって為替の回復(円安)を待つこともできます。

10年確定年金

年金支払期間:10年

据置期間満了

一時払新個人年金保険(ユーロ建)、一時払新個人年金保険(豪ドル建)はそれぞれ別々の商品であり、各商品間の資金移動はできません。

# 死亡給付金最低保証特約

この特約を付加すると、一時払保険料円換算額を死亡給付金として最低保証いたします。

死亡給付金は、次のいずれか大きい金額をお支払いします。

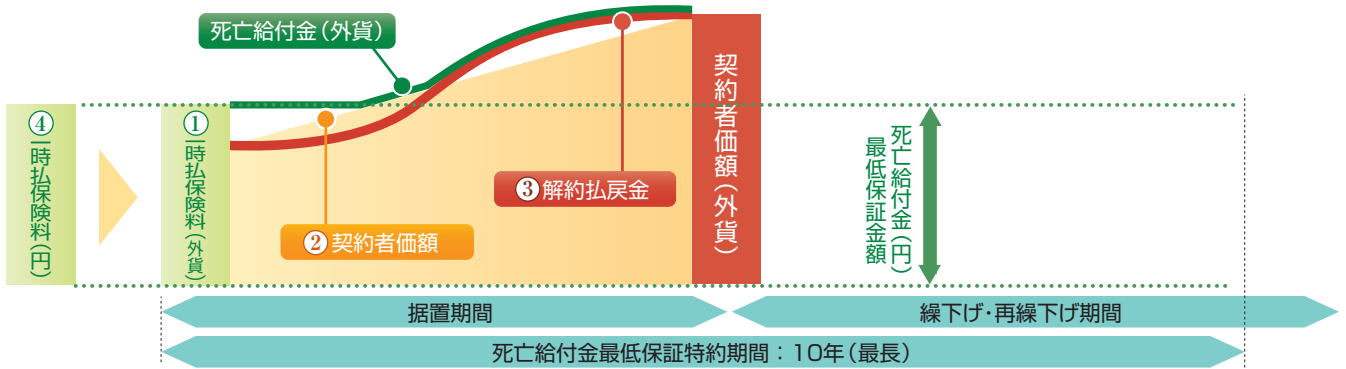
- ① 「一時払保険料 (外貨)」
- ② 「死亡日における契約者価額 (外貨)」
- ③ 「死亡日における解約払戻金 (外貨)」



## ④ 死亡給付金最低保証特約

死亡給付金最低保証特約を付加することで、一時払保険料円換算額を最低保証します。

**費** 「死亡給付金最低保証特約」の付加により、予定利率は特約を付加しない場合に比べて低く設定されます。



### 《特約の保険期間》

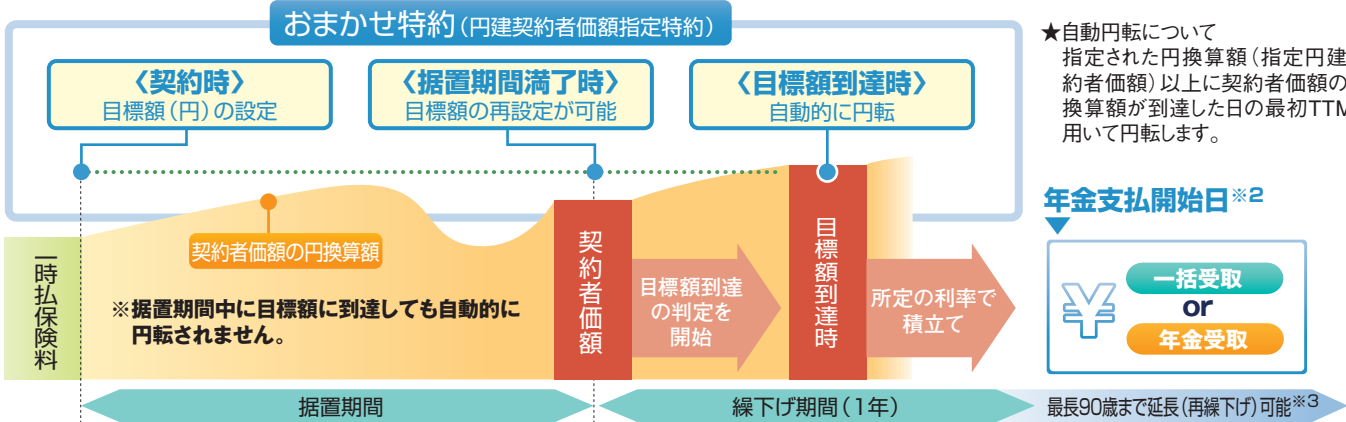
契約日から起算して最長10年間 ※据置期間および繰下げ・再繰下げ期間を含む。

### 《死亡給付金の支払額 (円での支払いを希望された場合)》

- ・据置期間中
  - 一時払保険料または死亡日の契約者価額、死亡日の解約払戻金額のうち、いずれか大きい金額を所定の請求書類のAIGエジソン生命本社到達日の翌営業日の最初TTMで円換算した金額と、保険料額収日の一時払保険料円換算額のうち大きい金額をお支払いします。
- ・年金支払開始日の繰下げ・再繰下げ期間中
  - 死亡日の契約者価額を所定の請求書類のAIGエジソン生命本社到達日の翌営業日の最初TTMで円換算した金額と、保険料額収日の一時払保険料円換算額のうち大きい金額をお支払いします。

# おまかせ特約 (円建契約者価額指定特約)

年金支払開始日を繰下げ・再繰下げされた場合、この特約を付加<sup>※1</sup>することによって、契約者価額の円換算額が予め指定された目標額 (指定円建契約者価額) に到達したときに、自動的に円転し、円での年金のお支払いを開始<sup>※2</sup>します。



※1 この特約は、契約時または年金支払開始日の繰下げ・再繰下げ請求時に付加することができます。また、この特約を付加する際に、契約者価額を円転するための水準となる金額 (指定円建契約者価額) を指定いただけます。なお、指定された金額の変更は、繰下げ請求時以後月に1回可能です。ただし、変更後の金額は所定の請求書類のAIGエジソン生命受付日の翌日から起算して3営業日後からの適用となります。

※2 年金支払開始日は、円転日の3ヵ月経過後に初めて到来する年金支払開始日の月単位の契約応当日を新たな年金支払開始日とします。円転された契約者価額は、円転日から年金支払開始日の前日までは所定の利率で積立てられます。

※3 「おまかせ特約」を付加した場合の年金支払開始日の繰下げ・再繰下げは最長89歳までとなります。

注) 契約年齢 (被保険者) 79歳の方が「おまかせ特約」を付加する場合は、据置期間3年・5年・7年からお選びください。

## ❗ ご注意ください: 中途解約の取扱い

解約払戻金額 (外貨) は、解約日の契約者価額に所定の市場価格調整率を用いて計算された金額となりますので、増減する場合があります。解約後は、以後の保障、年金のお支払い等はありません。

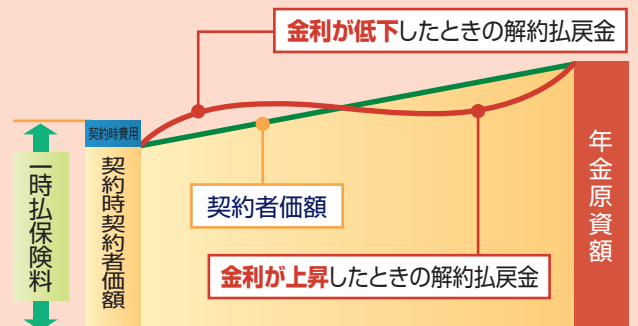
### ■解約払戻金額 (外貨) の計算式

「解約日における契約者価額 × (1 - 市場価格調整率)」  
(市場価格調整率については、パンフレット最終面をご覧ください。)

❗ 中途解約においては、契約時費用と市場価格調整率のため、解約払戻金額が一時払保険料 (外貨) を下回る場合があります。

費 円で解約払戻金を受取る場合、為替レートはTTBが適用され、TTMとの差額は受取人の負担となります。TTMとTTBの差額はUSD:1.0円、ユーロ:1.5円、豪ドル:2.0円です。(2011年4月1日現在。この差額は将来変更されることがあります。)

## 《解約払戻金額 (外貨) 変動のイメージ》



年金支払開始日前(2週間前まで)に受取方法、年金の運用通貨・受取通貨(ご契約通貨または円)を選択(変更)することが可能です。

### ■ 選択1:受取方法

年金受取

**確定年金**

年金支払期間(5・10・20・30・40年)\*

※豪ドル建てでご契約される場合は30・40年は選択できません。

**保証期間付終身年金**

保証期間(10年)

**一括受取**



選択された年金支払期間中、毎年定額の年金をお受取りいただけます。年金支払期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、継続して年金\*をお受取りいただけます。

被保険者が存命である限り、毎年定額の年金をお受取りいただけます。保証期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、残存保証期間中継続して年金\*をお受取りいただけます。

\*年金のお受取りにかえて、死亡一時金をお受取りいただくことも可能です。

年金支払開始日に年金受取にかえて、一時金としてお受取りいただけます。

### ■ 選択2:年金の運用通貨・受取通貨

特約	運用通貨	受取通貨	年金受取りのイメージ
円支払特約	円	円	 <p>毎年定額の円建の年金が受取れます。</p>
年金円支払特約	外貨	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="text-align: center; font-size: 2em;">円</div> <div style="font-size: 1em; margin: 0 5px;">↓</div> <div style="text-align: center; font-size: 2em;">外貨</div> </div>	 <p>毎年の年金支払日に受取通貨を外貨と円から選択いただけます。</p>
特約付加なし	外貨	外貨	 <p>毎年定額の外貨建の年金が受取れます。</p>

- ❗ 所定の年金額を満たさない場合および契約時・年金支払開始日の契約年齢(被保険者)によっては、選択できない年金種類(年金支払期間)があります。
- ・年金円支払特約により円で受取る場合には、適用される為替レートによって毎年の年金額(円)は変動するため、受取総額が一時払保険料円換算額を下回る場合があります。外貨で受取る場合には年金額(外貨)は定額となります。
- ・年金受取の場合、年金額は、年金支払開始時に設定される予定利率(保証期間付終身年金の場合は予定利率および予定死亡率)等により決定されるため、契約時には確定していません。
- 💰 年金受取時に、年金を管理する費用として年金額の1%が控除されます。(2011年4月1日現在。費用の割合は将来変更されることがあります。)

## 税務取扱い

○この年金保険の税法上の取扱いは、日本国内で販売される一般の生命保険と同じとなります。  
 ○保険料入金時・諸支払金の受取時の通貨(円/外貨)にかかわらず、税務取扱いについては、それぞれの基準日(「ご契約のしおり・約款」参照)において円換算した金額が適用されます。

**【契約時】** お払込みいただいた保険料は、払込まれた年の生命保険料控除の対象となります。(個人年金保険料控除の対象にはなりません。)

#### 【据置・繰下げ・再繰下げ期間中】

■ 解約時または年金原資の一括受取時の差益に対する課税(契約者=受取人の場合)

年金種類	契約後5年以内の場合	契約後5年超の場合
確定年金	20%源泉分離課税	一時所得
終身年金	一時所得 但し、契約後5年以内の年金原資一括受取は20%源泉分離課税	

※ 諸支払金を外貨で受取る場合、課税により税引後の受取額(外貨)が一時払保険料(外貨)を下回る場合があります。

#### 【年金支払期間中】

■ 年金受取時または年金支払開始後の一括受取時の課税(契約者=受取人の場合)

年金種類	年金受取時	年金支払開始後の一括受取時
確定年金	雑所得	一時所得
保証期間付終身年金		雑所得

#### ■ 死亡給付金受取時の課税

契約者	被保険者	受取人	課税の種類
本人	本人	配偶者・子	相続税
本人	配偶者・子	本人	所得税(一時所得)+住民税
本人	配偶者	子	贈与税

#### 【ご参考】

##### ■ 一時所得について

- 他の一時所得と合算して年間50万円の特別控除があります。
- 特別控除の50万円を超える部分については、その1/2の金額が他の所得と合算して総合課税されます。

$$\left( \begin{array}{c} \text{一括受取額} \\ \text{または} \\ \text{解約払戻金} \end{array} - \begin{array}{c} \text{一時払} \\ \text{保険料} \end{array} - \begin{array}{c} \text{50万円} \\ \text{(特別控除)} \end{array} \right) \times \frac{1}{2} \rightarrow \text{総合課税}$$

##### ■ 雑所得について

雑所得金額=その年に受取る年金額-必要経費\*  
 \*必要経費=その年に受取る年金額×  
 (一時払保険料/年金受取総額または見込額)

税務取扱いは、2011年4月1日の税制に基づいて記載していますので、今後の法改定等で取扱いが変更される場合があります。また個別の取扱いにつきましては、所轄の税務署、関与税理士等にご確認ください。



- ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています「契約概要」と、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を説明しています「注意喚起情報」を記載した「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」をご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- 「ご契約のしおり・約款」には、商品の詳細、クーリング・オフ(お申込の撤回等)、告知義務、免責、解約に関するご注意、契約内容の変更、AIGエジソン生命の生命保険募集人(担当者)の権限など、ご契約についての大切な事項、必要な保険知識、主な保険用語の説明等を記載しています。必ずご確認のうえ、大切に保管ください。

## ご契約に際して

**最低一時払保険料 専用口座への振込** 1契約あたり:1万USDドル、1万ユーロ、1万豪ドル (ただし、最低年金額を満たす必要があります。)

最高一時払保険料 (既契約を含む)	契約年齢	最高保険料
	1歳～69歳	30,000万円
	70歳～74歳	25,000万円
	75歳～79歳	15,000万円

年金種類別被保険者の契約年齢の取扱範囲	年金種類	据置期間			
		3年	5年	7年	10年
5・10年確定年金		1～79歳			
20年確定年金		1～79歳	1～77歳	1～74歳	
30年確定年金※1		1～71歳	1～69歳	1～67歳	1～64歳
40年確定年金※1		1～61歳	1～59歳	1～57歳	1～54歳
保証期間付終身年金		37～76歳	35～74歳	33～72歳	30～69歳

※1豪ドル建てでご契約される場合は30・40年確定年金は選択できません。

**責任開始の日 (契約日)** 申込まれた契約の保障が開始することを責任開始といえます。その開始の時を責任開始日といいい、その責任開始時の属する日を責任開始の日といえます。責任開始の日は一時払保険料相当額の領収日となります。

\*契約年齢は契約日(計算基準日)における満年齢で計算し、1年未満の端数については6ヵ月以下の場合は切り捨て、6ヵ月を超える場合には満年齢に1歳加算した年齢となります。(手数料は、USD建は1円、ユーロ建は1円50銭、豪ドル建は2円です。2011年4月1日現在)

## 主な適用為替レート (詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください)

この保険における外貨と円との換算に用いる為替レートは、次の通りとなります。なお、TTMはAIGエジソン生命が指定する金融機関の公示値を用い、TTBはTTM手数料となります。(手数料は、USD建は1円、ユーロ建は1円50銭、豪ドル建は2円です。2011年4月1日現在)

対象	適用為替レート	適用日
一時払保険料	最初TTM	AIGエジソン生命の指定口座に着金した日
年金 円支払特約付加	最初TTM	年金支払開始日※2
年金 円支払特約付加	最初TTM	毎年の年金支払日※2
年金支払開始日の年金原資の一括支払金	最初TTM※3	年金支払開始日※3
死亡給付金 死亡一時金	最初TTM	死亡給付金(一時金)請求書類のAIGエジソン生命本社到達日の翌営業日
解約払戻金	最初TTB	専用フリーコールへの申出の場合 解約申出日の翌営業日※4

- ※2 年金等請求書類のAIGエジソン生命受付日が年金支払(開始)日の翌日以後である場合は請求書類本社到達日の翌営業日
  - ※3 年金原資の一括支払請求書類のAIGエジソン生命受付日が年金支払開始日の翌日以後である場合は、請求書類本社到達日の翌営業日の最初TTB
  - ※4 上記以外の場合、解約請求書類のAIGエジソン生命本社到達日の翌営業日
- 注) 外貨で取り引きされた場合の税務取扱上の適用為替レート・適用日とは異なる場合があります。

## 特約について

<b>保険料円入金特約</b> (一時払新個人年金保険用)	一時払保険料を外貨にかえて円により入金ができます。
<b>円支払特約</b> (一時払新個人年金保険用)	年金支払開始日以前にこの特約を付加することによって、年金・給付金等を外貨にかえて円により受取ることができます。なお、この特約を付加して(遺族)年金を受取る場合の最低年金額は10万円となります。
<b>年金円支払特約</b> (一時払新個人年金保険用)	年金支払開始日以後にこの特約を付加することによって、外貨建の年金等を外貨にかえて円により受取ることができます。なお、年金で受取る場合には、毎年の年金支払日にその都度受取通貨を外貨または円から選択することができます。

\*上記特約の正式名称には「(一時払新個人年金保険用)」が含まれますが、当パンフレットでは「」内を省略して記載しています。

お問い合わせ(担当者) ※AIGエジソン生命の生命保険募集人(担当者)は、お客さまとAIGエジソン生命の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。募集代理店

## 取扱いの詳細

**死亡給付金等**

《据置期間中》  
責任開始日以後に被保険者が死亡された場合、死亡日における契約者価額(外貨)または解約払戻金額(外貨)、一時払保険料(外貨)のいずれか大きい金額を死亡給付金としてお支払いします。

《繰下げ・再繰下げ期間中》  
死亡日における契約者価額(外貨)を死亡給付金としてお支払いします。

《年金支払開始日以後》  
・確定年金  
死亡日において確定年金期間の残存期間がある場合、残存期間中、年金としてお支払いします。なお、年金にかえて死亡日における残存期間に対する未払年金の現価と請求書類のAIGエジソン生命受付日における年金一括支払金額のうちいずれか大きい金額を死亡一時金としてお支払いすることも可能です。

・保証期間付終身年金  
死亡日において保証期間の残存期間がある場合、残存期間中、年金としてお支払いします。なお、年金にかえて死亡日における残存期間に対する未払年金の現価と請求書類のAIGエジソン生命受付日における年金一括支払金額のうちいずれか大きい金額を死亡一時金としてお支払いすることも可能です。

**市場価格調整**

市場価格調整とは、解約払戻金または年金一括支払金の計算の際に、解約払戻金または年金一括支払金に対応する資産の時価を反映させる手法のことをいいます。一般的にご契約時よりも契約通貨国(経済圏)の市場金利が高くなると資産価値は減少し、市場金利が低くなると資産価値は増加する性質があります。

《市場価格調整率の計算例》  
\*市場価格調整率には、上限・下限はありません。

・解約払戻金の場合

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left[ \frac{1 + \text{契約日に適用されている予定利率}}{1 + \text{解約日に計算される予定利率} + 0.3\%} \right]^{\frac{\text{残存月数} \times 5}{12}}$$

※5解約日から据置期間満了日までの残存月数(月数未満切上げ)  
注) 年金一括支払金の計算の際に使用する市場価格調整率の計算方法は上記解約払戻金の場合とは異なります。詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

## その他

**配当金** この保険は、無配当保険のため配当金はありません。

**増額・減額** この保険は、増額・減額のお取扱いはいたしません。

\*当該パンフレット記載の「外貨」とは「ご契約時に選択された外貨(USDドル、ユーロ、豪ドル)」のことを指します。

ご契約後は、ご契約者さま専用のコールセンターにより、お問合せ・ご相談にお応えする体制を整えています

専用ダイヤル **0120-975-611** (フリーコール/通話料無料)  
受付時間 9:00～18:00(土・日・祝日、年末年始の休業日を除く)

## 募集代理店からのお知らせ

- ・保険募集を行なうにあたって、募集代理店がお客さまのお取り引きに関する情報(預金・為替・融資等の情報)を利用させていただく場合があります。また、保険募集を行なった際に、お客さまから提供いただいた情報やご契約内容等の情報を他のお取り引きに利用させていただく場合があります。
- ・「えんドル君プラス」のご契約の成否が、お客さまと募集代理店との他のお取り引きに影響することはありません。
- ・「えんドル君プラス」は、AIGエジソン生命を引受保険会社とする生命保険商品です。
- ・生命保険商品は、預金とは異なり、預金保険制度の対象とはなりません。
- ・「えんドル君プラス」は、必ずしも払戻保険料相当額が保証されている商品ではありません。また、解約の時期によっては、解約払戻金がわずかな場合があります。
- ・募集代理店が定める募集指針および相談窓口については各募集代理店宛にご確認ください。

引受保険会社

**AIGエジソン生命**

AIGエジソン生命保険株式会社  
〒130-8625 東京都墨田区太平4-1-3 オリナスタワー  
TEL (03) 6658-6000(大代表)  
ホームページ <http://www.aigedison.co.jp>

登録 A11-087 (2011.05.01) No.4395(DNP①)

AIGエジソン生命は、ブルデンジャール・ファイナンシャルの一員です。AIGの許可を受けて社名に「AIG」を当面継続して使用しますが、当社とAIGは経営上の関係はありません。